

# 元請建設企業のみなさんへ

『公共工事等の受注に伴い、保証人・不動産担保なく、  
融資を受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

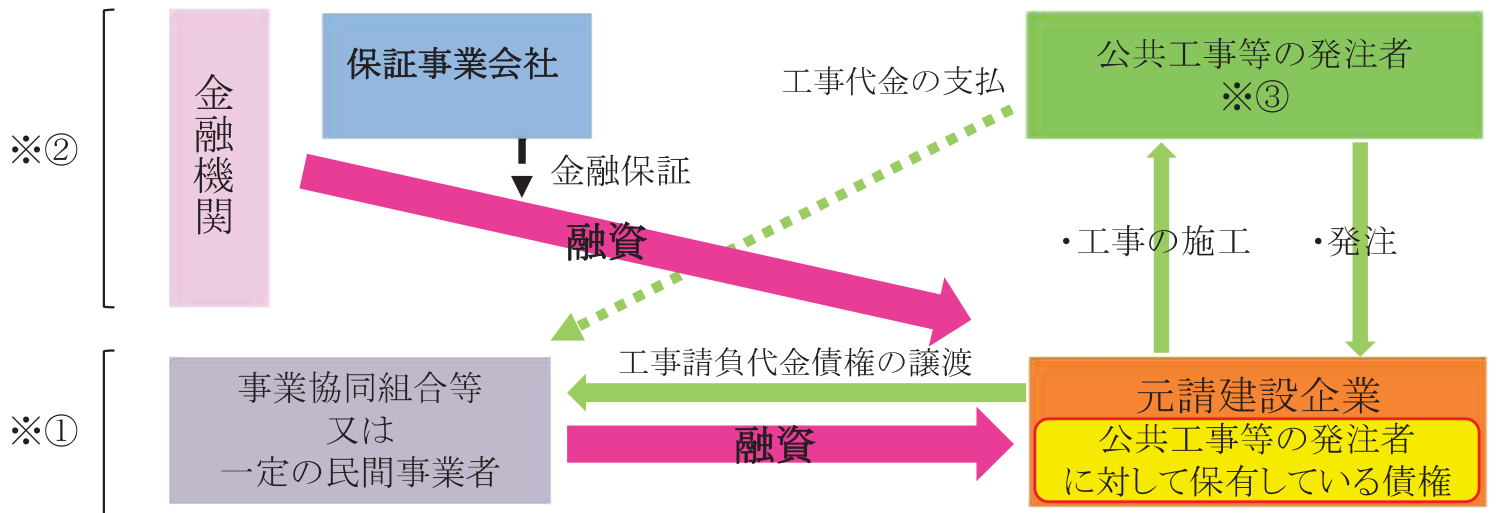
# 地域建設業経営強化融資制度



公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。  
未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります！

## 制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます（複数回利用可）。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合や東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)を受注した場合も対象となります。



※①: 工事の出来高部分までの融資(事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資)

※②: 工事の出来高を超える部分の融資(保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資)

※③: 公共工事・公共性のある一定の民間工事(病院、福祉施設、PFIなど)及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の発注者

制度のお問い合わせはこちらへ

融資のご相談はこちらへ

国土交通省 建設振興課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-601-3151
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課第一課	06-6942-1071
中国地方整備局 建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
(一財)建設業振興基金 金融支援課	03-5473-4575

※①・③について

融資を行っている事業協同組合等及び北保証サービス株式会社、株式会社建設経営サービス、株式会社建設総合サービスについては、一般財団法人建設業振興基金のホームページをご覧ください。

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/>

※②について

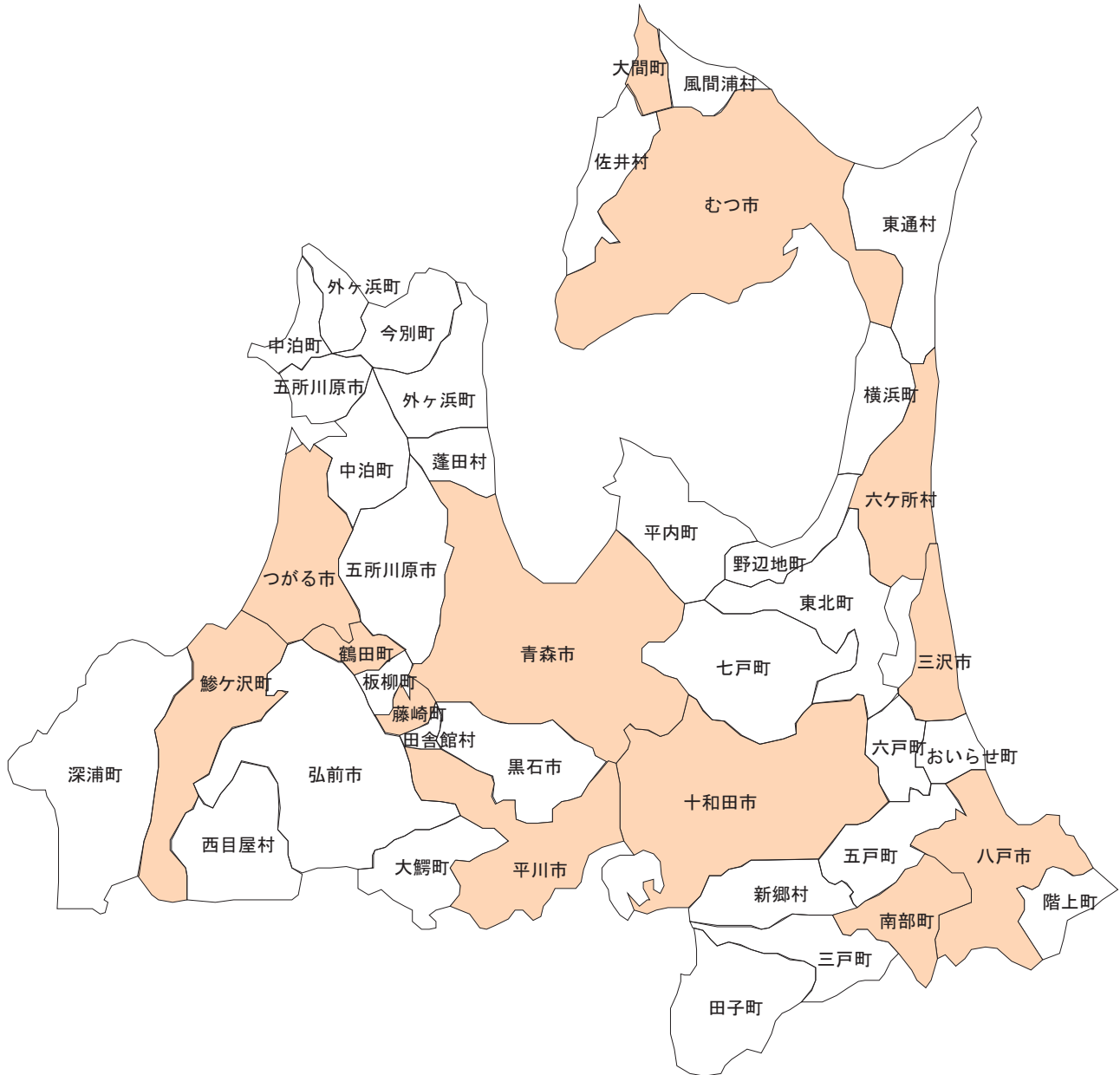
北海道建設業信用保証株式会社	011-221-2092
東日本建設業保証株式会社	03-3552-7528
西日本建設業保証株式会社	06-6543-2109

(順不同)

～制度の期限が令和13年3月31日まで延長されました～

# 「地域建設業経営強化融資制度」の導入状況

令和8年4月1日現在



<地域建設業経営強化融資制度>

	総数	導入数	導入率
市	10	7	70.0%
町	22	5	22.7%
村	8	1	12.5%
合計	40	13	32.5%